

阿久比町地域活動支援センターこのは 運営規定

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）の定めに基づき、株式会社喜望芽（以下、「法人」と言う。）が受託運営する地域活動支援センター事業に関する事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）第二条に定める障がい者を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動等の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施および運営)

第3条 この事業の実施の主体は、阿久比町とする。

2 この事業の運営の主体は、この事業の委託を受けた法人とする。

(運営方針)

第4条 この事業は、障害者基本法（昭和45年法律第844条）の基本理念に基づき、利用対象者の利益を最優先することに努めるものとするものとする。

(利用対象者)

第5条 事業の対象は、18歳以上で町内に在住し、事業所とこの事業に関する登録をした障がいのある方及びその家族等（以下「障がい者」等）とする。

2 利用対象者は、この事業を実施する者（以下、「事業所」という。）と利用に関する契約を締結する。

(事業所の名称)

第6条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

事業者：株式会社 喜望芽

事業所：阿久比町地域活動支援センターこのは

所在地：愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字坂部19

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 施設長 1名（生活支援員と兼務）

(2) 生活支援員 2名

生活支援員は、第11条第1号に掲げる業務に従事する。

(開所日)

第8条 地域活動センター事業の開所日は毎週火曜日から土曜日までとする。ただし、行事など必要に応じてこの曜日以外にも開所することがある。

2 前項に係わらず（12月29日から1月3日）及び8月13日から8月15日は休業とする。

(開所時間)

第9条 開所時間は、午前10時00分から午後3時00分までとする。

(利用定員)

第10条 利用定員は1日概ね10名とする。

(事業内容)

第11条 地域活動支援センター事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者等を通わせ創作的活動等の機会の提供及び社会との交流の促進
- (2) 地域の関係機関及び住民ボランティアとの連携
- (3) その他、日常生活に必要な便宜の供与

2 創作活動等により作業工賃が発生した際、その収益に関しては利用者に分配するものとする。

(利用にかかる費用)

第12条 利用者のこの事業にかかる利用の費用は無料とする。

2 利用者の創作的活動等にかかる経費の実費は利用者の負担とする。ただし、事業所はその額が低額になるよう努める。

(事業の利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者はこの事業の利用にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 開所時間を越えての事業所の利用は原則としてできない。但し、相談等により必要と認めた場合はその限りではない。
- (2) 当事業所内に常備する設備・道具類は、他の利用者と共に用するものであるから常に丁寧な扱いを心がけ、整理整頓に努める。
- (3) 事業所内では他の利用者との友好を図り、喧嘩、いやがらせ等の迷惑行為をしない。
- (4) 事業所内での飲酒はもとより、飲酒してからの事業所の利用はしない。

(会計の区分)

第14条 事業所はこの事業の運営を適正に行うために経理区分を設け、他の会計と区別して整理する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために、定期的に避難救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 事業所は現にこの事業の活動としてサービスを提供しているときに障がい者等に病状の急変や、その他必要な場合は事業所は速やかに医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、その職員は施設長に報告するものとする。

2 事業所は障がい者等に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし事業所の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(苦情解決)

第17条 事業所は提供した障害福祉サービスに関する障がい者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は提供した障害福祉サービスに関し、障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は関係市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、および障がい者等からの苦情に関して関係市町が行う調査に協力するとともに、関係市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に下つて必要な改善を行うものとする。

3 事業所は社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第18条 事業所は職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい者等の個人情報を漏らすことがないよう職員との雇用契約の内容とともに、指導教育を適時行う。

2 事業所は職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するなどの措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業の運営を円滑効率的に進めるため、及び受託責任を全うするための指揮命令権の在り方などの日常運営の細目は別に定める。

2 事業所は、利用記録票を備えて、継続的支援の実施を図るものとする。

3 事業所は、職員、設備、備品、および会計に関する諸記録を整備し、5年間はこれを保存する。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）の定めの他、町と法人との協議に基づいて別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。